

装技計第124号

27.10.1

一部改正 装技計第5158号

令和元年8月22日

一部改正 装技計第5033号

令和3年3月31日

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各部長  
施設等機関の長  
殿

防衛技監  
(公印省略)

防衛装備庁における放射線障害防止について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通知する。

添付書類：別紙

## 防衛装備庁における放射線障害防止について

### 第1 目的

この通達は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）に基づき、防衛装備庁における放射性同位元素の使用、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて必要な事項を定め、放射線障害の発生を防止することを目的とする。

### 第2 予防義務

職員は、関係法令及びこの通達（以下「法令等」という。）に定めるところに従い放射線障害の予防に努めなければならない。

### 第3 用語の意義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射線取扱主任者」とは、法第34条第1項に規定する者をいう（以下「主任者」という。）。
- (2) 「放射線取扱主任者の代理者」とは、法第37条第1項に規定する者をいう（以下「主任者代理」という。）。
- (3) 「管理区域」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「省令」という。）第1条第1号に掲げる場所をいう。
- (4) 「放射線業務従事者」とは、省令第1条第8号に規定する者をいう。
- (5) 「使用施設」とは、法第3条第2項第5号に掲げる施設をいう。
- (6) 「貯蔵施設」とは、法第3条第2項第6号に掲げる施設をいう。
- (7) 「廃棄施設」とは、法第3条第2項第7号に掲げる施設をいう。
- (8) 「放射性同位元素」とは、法第2条第2項に規定するものをいう。
- (9) 「放射性同位元素等」とは、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物をいう。
- (10) 「放射線発生装置」とは、法第2条第5項に規定するものをいう。

### 第4 使用の承認及び届出等

- 1 放射性同位元素、放射線発生装置又は法第3条の3第1項に規定する表示付認

証機器を使用した装備品等の研究開発を計画する長官官房装備官又は施設等機関の長は、必要に応じて関係する施設等機関の長と調整の上、法第3条、第3条の2、第3条の3及び第10条の規定に基づき、それぞれ所定の書類を作成し、防衛装備庁長官に上申しなければならない。

- 2 防衛装備庁長官は、前項の上申を受けたときは、それぞれ原子力規制委員会に申請し、又は届け出る。

## 第5 放射線障害予防規程の作成

- 1 施設等機関の長は、法第21条第1項に規定する放射線障害予防規程を作成しなければならない。
- 2 施設等機関の長は、前項の放射線障害予防規程を作成（変更した場合を含む。）したときは、所定の書類を添えて、速やかに防衛装備庁長官に上申しなければならない。
- 3 防衛装備庁長官は、前項の放射線障害予防規程を、原子力規制委員会に届け出る。

## 第6 取扱組織

放射性同位元素等又は放射線発生装置を所有する施設等機関の長（以下「施設等機関の長」という。）は、省令第21条第1項第1号の定めについては、次の各号に掲げるものを選任し、主任者の指示を得て、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いについて安全な業務の管理が行える組織とするよう定めるものとする。

- (1) 区域安全管理者 管理区域ごとに、当該管理区域における放射線管理に従事する者
- (2) 施設管理者 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の維持及び管理に従事する者

## 第7 安全委員会

- 1 施設等機関の長は、放射線障害防止について必要な事項を審議するため、安全委員会を設置するものとする。
- 2 安全委員会の組織等は、それぞれの実状に応じ、施設等機関の長が定めるものとする。

## 第8 主任者及び主任者代理の任命

- 1 主任者及び主任者代理の任命は、法第35条に規定する放射線取扱主任者免状を有する施設等機関の職員の中から、当該職員が所属する施設等機関の長の上申

に基づいて、防衛装備庁長官が行う。

- 2 施設等機関の長は、前項の規定に基づいて任命された職員について、法第36条の2第1項の規定による定期講習を受けさせなければならない。
- 3 施設等機関の長は、主任者及び主任者代理を解任する必要があるときは、所定の書類を添えて、防衛装備庁長官に上申しなければならない。

## 第9 区域安全管理者

区域安全管理者は、法令等の定めるところにより、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いが安全に行われるよう所要の措置をとらなければならない。

## 第10 施設管理者

施設管理者は、法令等の定めるところにより、使用施設等の適合基準を維持し、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いが安全に行われるよう使用施設等を管理しなければならない。

## 第11 研究室長等

使用施設等を使用し、放射線業務に従事する責任者である研究室長、試験室長又は試験班長（以下「研究室長等」という。）は、放射線業務従事者に対する指示にあつては、主任者、区域安全管理者及び施設管理者から必要な指導及び助言を受けるものとする。

## 第12 主任者の指示等

- 1 主任者は、放射線障害の防止のため、区域安全管理者、施設管理者及び研究室長等並びに放射線業務従事者に対し必要な指示をすることができる。
- 2 主任者は、放射線障害を防止するため、必要があると認めるときは、関係者から説明を求め又は放射線障害の防止に関する使用施設等、帳簿、書類その他の物件を監査することができる。
- 3 主任者は、放射線障害を防止するため必要な事項について、施設等機関の長を経由して防衛装備庁長官に意見を具申することができる。

## 第13 管理区域の指定等

施設等機関の長は、管理区域を指定し、変更し又は解除したときは、速やかに防衛装備庁長官に報告しなければならない。

## 第14 管理区域の表示等

区域安全管理者は、管理区域及び管理区域内の使用施設等について、関係法

令の定めるところにより標識の表示等必要な措置を講じなければならない。

#### 第15 使用の制限等

- 1 施設等機関の長は、省令第21条の2第1項第2号に規定する教育訓練を受けていない者については、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用させてはならない。
- 2 施設等機関の長は、第4に基づき原子力規制委員会に申請し、又は届出をしていない場所において、放射性同位元素又は放射線発生装置を使用させてはならない。
- 3 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用等の基準については、省令第15条及びこの通達に定めるもののほか、施設等機関の長の定めるところによる。

#### 第16 検査及び定期確認

- 1 施設等機関の長は、法第12条の8第1項に定める施設検査又は法第12条の9第1項に定める定期検査を受けようとするときは、所定の書類を添えて、防衛装備庁長官に上申しなければならない。
- 2 防衛装備庁長官は、省令第14条の16に定める施設検査合格証又は省令第14条の19に定める定期検査合格証の交付を受けたときは、当該施設等機関の長にそれを送付する。
- 3 施設等機関の長は、法第12条の10に定める定期確認を受けようとするときは、所定の書類を添えて、防衛装備庁長官に上申しなければならない。
- 4 防衛装備庁長官は、省令第14条の21に定める定期確認証の交付を受けたときは、当該施設等機関の長にそれを送付する。

#### 第17 保管の制限等

- 1 施設等機関の長は、放射性同位元素等の保管については、貯蔵施設内において保管し、かつ、法第3条の規定により承認を受けた貯蔵能力又は法第3条の2の規定により届出を行った貯蔵能力を超えてこれをしてはならない。
- 2 放射性同位元素等の保管の基準については、省令第17条第1項及びこの通達に定めるもののほか、施設等機関の長の定めるところによる。

#### 第18 運搬の制限等

放射性同位元素等の運搬については、法第17条及び法第18条の規定によるほか、施設等機関の長の定めるところによりこれを行うものとする。

#### 第19 物品の持ち込み及び持ち出し

- 1 区域安全管理者は、業務上必要でない物品の管理区域への持ち込みを禁止しなければならない。
- 2 区域安全管理者は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号。以下「告示」という。）第16条に定める密度を超える物品を持ち出させてはならない。
- 3 管理区域から物品（被服その他身体についているものを除く。）を持ち出そうとする者は、区域安全管理者の承認を得なければならない。
- 4 区域安全管理者は、前項の承認をしようとするときは、汚染の防止及び除去に必要な指示又は処置をしなければならない。

## 第20 線量当量率等の測定及び記録

区域安全管理者は、放射線障害のおそれのある場所について放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を省令第20条第1項の規定により、正確に測定及び記録し、その結果をその都度主任者に報告しなければならない。

## 第21 管理区域への立ち入り制限

- 1 区域安全管理者は、放射線業務従事者以外の者を、管理区域にみだりに立ち入らせてはならない。
- 2 管理区域への立ち入りの基準は、施設等機関の長が定めるものとする。

## 第22 管理区域における立入禁止

- 1 区域安全管理者は、管理区域のうち告示第10条に規定する線量限度を超え又は超えるおそれのある区域について、その周囲に縄張り、さく等を設け、その区域への立ち入りを禁止しなければならない。ただし、研究その他業務上の必要により許可した者については、この限りでない。
- 2 区域安全管理者は、前項ただし書の規定により立ち入りを許可した者に対し、立入時間の制限その他放射線障害を防止するため必要な指示をしなければならない。

## 第23 被ばく測定器の着用及び被ばくによる線量等の測定等

- 1 研究室長等は、管理区域に立ち入る者については、省令第20条第2項の定めるところにより、外部被ばくによる線量を測定するため、その者にフィルムバッジ又はポケット線量計等の個人用被ばく測定器を着用させなければならない。
- 2 研究室長等は、前項の規定により着用させた個人用被ばく測定器の外部被ばくによる線量及び放射性同位元素による汚染の状況を正確に測定及び記録し、

その結果をその都度主任者に報告しなければならない。

- 3 研究室長等は、管理区域に立ち入る者については、省令第20条第2項の定めるところにより、内部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 4 研究室長等は、前項の規定により内部被ばくによる線量当量を測定及び記録し、その結果をその都度主任者に報告しなければならない。
- 5 主任者は、第2項及び前項の報告を受けた場合において、省令第22条第1項第3号に該当するときは、その状況を被ばく者、被汚染者及びその関係者に通知するとともに、直ちに必要な措置をとらなければならない。
- 6 研究室長等は、当該測定の対象となつた者に対し、3月ごと（本人の申出等により施設等機関の長が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間1月ごと）及びその者が管理区域に立ち入ることがなくなつたときに、第2項及び第4項に定める記録の写しを交付しなければならない。

#### 第24 管理区域の管理

区域安全管理者は、管理区域内の常時人の立ち入る場所においては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 管理区域の境界における外部放射線の線量は、告示第4条で規定する線量以下に保つこと。
- (2) 人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、常に、告示第8条に規定する表面密度限度以下に保つこと。

#### 第25 廃棄の制限等

放射性同位元素等は、次の各号に掲げるところにより、廃棄しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等は、省令第19条に定める基準に従い廃棄すること。
- (2) 前号の規定に基づいて廃棄する物は、関係法令により許可された廃棄業者以外の者に引き渡さないこと。
- (3) 前各号に定めるもののほか、施設等機関の長の定めるところによること。

#### 第26 飲食及び喫煙の禁止

省令第1条第2号に定める作業室の他、汚染のおそれのある管理区域においては、飲食及び喫煙をしてはならない。

#### 第27 健康診断

- 1 施設等機関の長は、省令第22条及び第22条の2に定めるところにより又は必要と認めた都度、健康診断を行うものとし、その結果を被診断者に健康診

断書の写を添えて通知するとともに、結果について記録の作成・保存をしなければならない。

- 2 施設等機関の長は、健康診断の結果、放射線障害が発生し又は発生するおそれのある者を発見したときは、必要な措置を講じなければならない。

## 第28 校正

施設管理者は、放射線測定器の校正を原則として1年を超えない期間ごとに行わなければならない。

## 第29 地震等の災害時の措置

大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊（住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合）、火災その他の災害が起こったときの措置（第30の措置を除く。）については、施設等機関の長の定めるところによるものとする。

## 第30 危険時の措置

危険時の措置については、法第33条及び省令第29条に定めるところによるほか、施設等機関の長の定めるところによるものとする。

## 第31 教育訓練

施設等機関の長は、省令第21条の2第1項に定めるところにより、放射線業務従事者その他使用施設等に立ち入る者に対し、放射線障害の発生を防止するため、法令等の周知、放射線の取扱い等について必要な教育及び訓練を行わなければならない。

## 第32 記帳

研究室長等は、法第25条の規定により帳簿を備え、定められた事項を記載しなければならない。

## 第33 帳簿の保存

- 1 第20の記録及び第32に規定する帳簿は、年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 2 第23の測定記録及び第27の健康診断の記録は、原則として永久に保存しなければならない。
- 3 前項の記録は、省令第20条第4項第7号ただし書及び省令第22条第2項第3号ただし書に規定する場合については、この限りでない。



4 帳簿等の様式及び記載方法は、施設等機関の長が定めるものとする。

### 第34 被ばく等の報告

- 1 施設等機関の長は、職員が省令第28条の3に規定する被ばく又は被ばくしたおそれのあるときは、その旨を直ちに防衛装備庁長官に報告すると同時に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 2 防衛装備庁長官は、前項の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を10日以内に、原子力規制委員会に報告する。
  - (1) 被ばくの日時及び場所
  - (2) 被ばくした者又は放射線障害を受け若しくは受けたおそれのある者の所属、氏名及び年齢
  - (3) 被ばく又は放射線障害の状況
  - (4) 被ばく又は放射線障害若しくはそのおそれのあることを発見したときにとった措置
  - (5) 被ばく又は放射線障害若しくはそのおそれのあることの原因
  - (6) 被ばく又は放射線障害若しくはそのおそれのあることを発見した後の措置
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

### 第35 盗取等の報告

- 1 省令第28条の3に規定する放射性同位元素の盗取又は所在不明若しくは漏えい等の事故が発生したときは、施設等機関の長は、その旨を直ちに防衛装備庁長官に報告すると同時に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 2 防衛装備庁長官は、前項の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を10日以内に、原子力規制委員会に報告する。
  - (1) 事故発生の日時及び場所
  - (2) 事故のあつた放射性同位元素等の種類及び数量
  - (3) 事故の状況
  - (4) 事故を発見した後の措置
  - (5) 事故発生の原因
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項
- 3 施設等機関の長は、法第32条に規定する放射性同位元素についての盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を最寄りの警察署又は海上保安官署に届け出なければならない。

### 第36 放射線管理状況報告

- 1 施設等機関の長は、省令第39条第2項に規定する報告書を毎年4月1日か

らその翌年の3月31日までの期間について作成し、防衛装備庁長官に報告しなければならない。

- 2 防衛装備庁長官は、前項の報告書を、当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出する。